

## 5-14. 那覇市議会事務局職員の自己啓発等休業及び修学部分 休業に関する要綱

平成 30 年 6 月 19 日  
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する  
条例施行規則(平成 30 年那覇市規則第 7 号。以下「規則」という。)の施行に  
関し必要な事項を定めるものとする。

(規則の施行)

第 2 条 規則の施行については、那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休  
業に関する要綱(平成 30 年 3 月 27 日総務部長決裁)の規定の例による。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。